

平成31年度以降の合理化事業に関する提言書

平成31年 3月18日

岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会

平成31年度以降の合理化事業に関する提言書

1 提言にあたって

本審議会では、平成31年度以降の合理化事業を実施するにあたり、今までの合理化事業の支援経過及び過去の合理化専門審議会の提言内容等を参考に、その実施方法等について審議いたしました。合理化事業の内容は専門的かつ複雑であることから、市民にとって非常に分かりにくいものとなっています。そのため、特に市民への説明責任と事業の透明性という観点から、法律や経済等の専門家や市民の代表である委員により真摯な議論がなされました。本提言は必ずしも全委員の意見が一致したものではありませんが、これからの合理化事業についての一定の方向性を示すことができたと考えます。（なお、本提言をまとめるに際し、各委員から提出された意見を別紙1のとおり添付します。）

2 し尿処理業の合理化事業について

(1) 合理化支援について

岡山市においては、第1次～第3次の合理化事業計画で事業の転換を図るための援助として代替業務の提供を行ってきています。

第4次（平成31年度から5年間）合理化事業についても、引き続き同じ手法の支援を行っていくことが妥当であると考えます。

また、「下水道の整備によるし尿収集量の減少は、ある程度予測できる状況であることから、し尿等の処理を業として行う者の自助努力を求めることも必要である。」との意見が出されました。

市と関係者がこれらについて十分協議をされることを望みます。

(2) 減車予測について

平成31年度から平成35年度の間におけるし尿の要処理量から予測すると、岡山地区におけるし尿の処理に係る車両について、2業者計3台が減車となります。（詳細は別紙2を参照）

ただし、し尿の要処理量の算出は、し尿収集量の過去の実績をもとに算出しているが、今後はより精度を高めるために下水道及び合併浄化槽の普及予測をもとに算出する推計方法を検討する必要があると考えます。

また、減車の基準となる1台当りの年間収集量については、昭和56年の数値を今回も使うことに関しての疑義が出されました。これについては、他の数値も含めて同時に見直すことを議論する余地があると考えます。

(3) 減車1台当りの代替業務の支援額について

この支援額の算定につきましては、過去の合理化事業と同じく、国土交通省の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」の考え方を準用すべきと考えますが、廃業補償であるこの基準を準用するにあたっては、慎重に取り扱うべきと考えます。

「営業権に相当する補償」を算定する際、利益率及び年利率の数値をどうするのかについて議論がありました。

利益率については、岡山市において平成9年にし尿処理手数料改定の際に用いた利益率10%を、現行のし尿処理手数料においても引き続き採用していることなどを考慮し、10%とすることとしました。

年利率については、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」を準用している以上、同細則に年利率8%と規定されているため、これを採用するのが妥当であると判断しました。

「離職者補償」については、解雇する従業員に対して支払う補償であるが、合理化事業が「転業支援」という性質を有していることから、実際の離職の有無にかかわらず従業員の教育等に充てる転業者等への支援という観点から、必要な項目と判断しました。

なお、一部の委員から「し尿処理業者は長期間にわたる代替業務の提供を受けている実態を考慮すれば、し尿処理業者は転業に必要となる知識・技術を習得し、すでに円滑な事業転換が可能な時期にあると判断すべきであるから、離職者補償を適用すべきでない。」「あくまで自助努力が原則であり、実際に離職者が出ていないのであれば、この補償を適用する必要がないのではないか。」「離職者補償が実際の離職の有無を考慮していないものであるならば、名称を変更すべきではないか。」という意見もありましたので、今後、協議・検討されることを望みます。

減車1台当りの代替業務提供額は3億8,000万円が妥当であると考えます。(詳細は別紙3を参照)

3 最後に

合理化事業につきまして、過去の支援経過等を踏まえた上で、議論・検討を重ね、本提言書を作成しました。

審議会としての一定の方向性を示したので、これを尊重して業者と交渉するよう望みます。

なお、今後もまた審議会を開催するのであれば、丁寧かつ詳細な説明及び客観的な資料の提供等により、審議会としての議論がさらに積み重なるよう工夫していただくことを望みます。

平成30年度 岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会 各委員意見一覧表

1 合理化事業の支援対象業者の選定について	2 減車1台当たり支援額算定について	3 合理化事業全般について
<p>・結論から述べると、合理化事業の支援対象業者(以下「業者」という)は、そもそも税金を投入して支援する必要があるのか非常に疑問であり、現時点においてもなお岡山市が巨額の公金を合理化事業に支出していることについて、岡山市民からの理解が得られるとは思えない。</p> <p>・岡山市では、昭和38年1月に公共下水道旭西処理区域が供用開始されて以来、合理化事業を実施しているようであるが、税金を投入したその支援は既に60年近くに及ぶ。下水道は普及の一途を辿り、それに伴ってし尿処理量は減少の一途を辿ることは、下水道の供用当初から業者も予測し得たのであるから、し尿処理業務だけでは採算が合わないとして廃業するか、それとも事業を転換して事業主体の存続を図る等の経営判断をすべきであった。</p> <p>・長期間にわたる支援の結果、既に合理化事業は廃止すべき時期にあるし、少なくとも行政側は廃止時期を市民に明示すべきである。</p> <p>・よくわかりませんが、このままで良いのではないのでしょうか。</p> <p>・第3回委員会で示された「各業者別し尿収集量の推移の予測と車両数の設定」の資料によると、平成31年度から35年度の期間中に減車が必要となる業者は、レコルテ岡北営業所が1台、レコルテ高松営業所が1台、西大寺清掃が1台、の合計3台である。これらの業者については、代替業務の提供により、円滑な転業が行われるよう支援をする必要がある。ただし、平成16年2月10日付け基本協定第4条第2項のとおり、浄化槽用に転用した場合は対象としないことになっており、平成21年12月22日付け追加基本協定で合併処理浄化槽の推進を図ることを合意し、平成26年3月29日付け基本協定で浄化槽汚泥の合理化事業について合意しており、浄化槽業務の増加もあり得るのであるから、し尿収集量が減少するからといって「廃車ありき」と考えるのではなく、浄化槽用への転用を促して、代替業務の提供によらない転業を促すことも、真剣に検討されるべきである。</p> <p>・新規参入が難しい、既得権益を持っている業者さんに対して不公平だとの意見がでないのか気になる。</p> <p>・社会のライフラインとして欠かせない側面もあるので急激には減らせない現状も理解できた。最終的に下水道、合併浄化槽、し尿等のメリットデメリットというのももう少し説明があれば理解が早かったように感じました。</p> <p>・減車の計算について、エリアの統廃合を見直す時期に来ているのではないか。</p> <p>・平成30年7月豪雨の様な大規模災害や市区町村毎の開発状況など、実際の備えや必要性に沿ったエリア分けと対象業者の選定を今後も望みます。</p>	<p>・「離職者補償」については、業者は長期間にわたる支援を受けており、転業に必要な知識・技術を習得し、既に円滑な事業転換が可能な状況にあるのであるから、支援対象とすべきではない。</p> <p>・算定方法については、委員に専門知識がないために、行政側が提供する資料を用いざるを得ない状況である。行政側が本当に審議会の意見を必要としているのであれば、本件問題に関して専門的な知見を有する委員を選定されたい。</p> <p>・また、算定の根拠となる資料や数字について、一方では相当古い数字を使うことを容認しながら、他方では直近の数字を使うべきという理屈で「審議会としての意見」としている点があり、不合理である。</p> <p>・金額はこのままで良いと思います。</p> <p>・複数の案の中から直近のデータを用いて客観的に算出された試算値を採用されており、一定の客観性・合理性はあると史料する。</p> <p>・これまでの審議における意見集約のとおり、第3回委員会で示された「第4次合理化事業計画支援額(案)」についての資料のうち、C案が妥当と考える。</p> <p>・営業権算定が、1台減車することでその影響が半永久的に続く、という計算の前提がおかしい気がする。例えば財産評価通達での営業権は原則10年、となっている。</p> <p>・もともとある程度結論ありきでの議論になりがちだが、最初の方に下水道、し尿処理人口の推移予測などの資料を判断材料として早めにみたかった。</p> <p>・5年ごとに計算方法の見直しは不要ではないか。</p> <p>・代替業務の内容にもよるのかもしれませんが、「転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償」は不要ではないのでしょうか。</p> <p>・代替業務で従業員数が減少するのでなければ、「離職者補償」も不要ではないのでしょうか。</p> <p>・し尿収集量の推移の予測と車両数の設定について公表しているのであれば、民間の自助努力は必要と思います。</p> <p>・離職者補償について、離職の実体(態)がないにもかかわらず計上されているという現状はあまり適切な補償とは言い難いと考えます。転業が円滑に進んでいるのであれば、転業支援額を手厚くするなど、雇用に対するマイナスイメージの補償項目は除外していくことも必要と考えます。</p>	<p>・今回の審議会は関連な議論とは程遠い内容であった。その原因は委員の選定方法及び審議の進行指揮の双方にあったと思われる。</p> <p>・審議会では、各委員の意見の内容が重要と史料されるところ、本審議会で散見された多数決による「審議会としての意見」を抽出し、各議員に「審議会としての意見」に基づいた議論を強いる手法は、審議会の進行方法として不相当と考える。</p> <p>・過去の審議会の議事録等の資料を確認すると、同じ質問や議論が何度も繰り返されており、審議会としての議論がまったく積み重なっていない。今回の審議会では、自由闊達な議論を容認する場も醸成されなかったためか、目新しい議論は見られなかったように思う。</p> <p>・行政側は、今後も審議会を開催するのであれば、審議会としての議論が積み重なるよう、工夫していただくことを強く望む。今回の様な審議会では、行政側は審議会を開催したという事実を重ねるために毎回審議会を開いているのだらうと考えざるを得ない。</p> <p>・専門的なことはよくわかりませんが、将来的に考えたら、このままで良いのでは。</p> <p>・「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」を後退させないことが前提であり、さらに「市民サービスが安定的かつ継続的に提供されること」の視点が重要であると思料。</p> <p>・今後想定される大規模災害発生時において、避難所の設置と同時に仮設トイレの設置が必要となり、そこからのし尿の引き抜き等の管理が必要であり、平時からその備えが重要と史料。(「岡山市災害廃棄物処理計画」において想定されていると思われるが)</p> <p>・今後、し尿収集運搬業者の許可エリア内における浄化槽の設置戸数の増減推移について把握し、浄化槽用への転用可能性について、検証を行ってはどうか。</p> <p>・提供された代替業務の活用状況について報告を徴することになっているが、その内容の検証を十分に行い、市民に公表し、合理化事業の効果について、市民の評価を受ける必要がある。</p> <p>・5年ごとの算定根拠の見直しは、業者からすると先の見通しが立てにくく、また密度の濃い議論が難しいように思う。</p> <p>・他の政令指定都市のアンケート結果を見ると、代替業務の確保が難しいという意見が多く散見されるが、岡山市でも同様の状態になる可能性があるように思う。</p> <p>・一台当たりの処理能力は、エリアはそのままで少ない台数でカバーすることになるので当然効率は下がるのではないか。そうすると算定に使われる一台当たりの処理量はもっと少ないのが実状ではないか。</p> <p>・一台当たりの処理能力等はあがっているのであれば、エリアの統廃合も検討する必要がある。効率が良くなると大幅に減車台数が増やせるのではないか。</p> <p>・し尿処理用から合併浄化槽清掃用に収集車両の仕様変更が可能か、など、実際の減車した後のモニタリング情報があれば分析可能なのではないか。それも視野に入れると減車に伴う費用は大幅に減らせる可能性があるように思う。</p> <p>・既定路線がほぼ出来上がっている審議であるという印象はどうしても払拭できないが、客観的な資料、意見を基に議論されていると位置付けるためにも、資料、データは最新、一番直近のものを常に採用していただけたらと思います。</p>

各業者別し尿収集量の推移の予測と車両数の設定

業 者	現 在 許可台数	実 績 推 計		計 画 期 間 推 計					計画期間 減 車	
		平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年		
レコルテ 岡 北 営 業 所	取 集 量		3,049	2,866	2,693	2,532	2,379	2,237	2,103	1台
	計 算 台 数		2	2	2	2	2	1	1	
	許 可 台 数	2	2	2	2	2	2	1	1	
	減 車		0	0	0	0	0	1	0	
レコルテ 八 晃 営 業 所	取 集 量		4,556	4,295	4,046	3,811	3,590	3,382	3,186	0台
	計 算 台 数		2	2	2	2	2	2	2	
	許 可 台 数	2	2	2	2	2	2	2	2	
	減 車		0	0	0	0	0	0	0	
レコルテ イ オ 営 業 所	取 集 量		1,430	1,344	1,263	1,188	1,116	1,049	987	0台
	計 算 台 数		1	1	1	1	1	1	1	
	許 可 台 数	1	1	1	1	1	1	1	1	
	減 車		0	0	0	0	0	0	0	
レコルテ 衛 生 営 業 所	取 集 量		3,400	3,240	3,088	2,943	2,805	2,673	2,547	0台
	計 算 台 数		2	2	2	2	2	2	2	
	許 可 台 数	2	2	2	2	2	2	2	2	
	減 車		0	0	0	0	0	0	0	
レコルテ 高 松 営 業 所	取 集 量		5,035	4,786	4,546	4,319	4,103	3,898	3,703	1台
	計 算 台 数		3	3	2	2	2	2	2	
	許 可 台 数	3	3	3	2	2	2	2	2	
	減 車		0	0	1	0	0	0	0	
吉 美	取 集 量		3,346	3,169	3,001	2,841	2,691	2,548	2,413	0台
	計 算 台 数		2	2	2	2	2	2	2	
	許 可 台 数	2	2	2	2	2	2	2	2	
	減 車		0	0	0	0	0	0	0	
キョクトウ	取 集 量		968	916	866	819	775	733	694	0台
	計 算 台 数		1	1	1	1	1	1	1	
	許 可 台 数	1	1	1	1	1	1	1	1	
	減 車		0	0	0	0	0	0	0	
西大寺 清 掃	取 集 量		8,958	8,605	8,261	7,931	7,613	7,309	7,017	1台
	計 算 台 数		4	4	4	4	4	4	4	
	許 可 台 数	5	5	5	4	4	4	4	4	
	減 車		0	0	1	0	0	0	0	
妹尾産業	取 集 量		5,428	5,290	5,158	5,029	4,903	4,781	4,661	0台
	計 算 台 数		3	3	3	3	3	3	3	
	許 可 台 数	3	3	3	3	3	3	3	3	
	減 車		0	0	0	0	0	0	0	
合 計	業 者 計 許 可 台 数	21	36,170	34,511	32,922	31,413	29,975	28,610	27,311	3台
	減 車		0	0	2	0	0	1	0	

※【収集量】：年間し尿収集量の予測数値。単位はkl。し尿人口予測に1人あたりの年間し尿要処理量を掛けたもの。なお、平成29年度は実績数値。

※【計算台数】：1台当たりの年間収集量を2,327 kl（区域調整後の昭和56年度年間収集量116,308klを許可台数50台で除した数値）と設定して、当該年度の収集量を2,327で除して得た計算上の収集車両台数。（端数は切り上げ）

※【許可台数】：各業者の各年度の計算台数を基準としつつ、各社の収集実態を踏まえて収集に必要な台数を確定して許可する。この許可車両が合理化事業の対象となる。

(単位:円)

項目	第4次合理化事業計画支援額案(H31～H35)	
	利益率:10.0% 年利率:8.0%	
①営業権に 相当する補償	H27～H29(直近3年)の平均売上高	21,563,952
	利益率 10.0% 年利率 8%	
		26,954,000
②器具・備品等の 売却損に 相当する補償	H19.4.1の税制改正により、減価償却資産の残存価格が廃止され、耐用年数経過時に残存簿価1円まで償却可能となるため、適用しない。	
③従業員の 解雇予告手当に 相当する補償	合理化事業計画は、計画的に減車を行う為のものであり、30日の事前通告を行うことは想定されず、解雇予告手当は発生しないため、適用しない。	
④転業に必要とする 期間中の従前の 収益相当額の補償	H27～H29(直近3年)の平均売上高	21,563,952
	利益率 10.0% 転業期間 2年	
		4,312,000
⑤離職者補償	運転手	3,609,900
	作業員	3,137,400
		6,747,000
支援額	① + ④ + ⑤ = 38,013,000	
	(10万円未満切り捨て) ↓	
		38,000,000
代替業務額 (税抜)	380,000,000	
	※代替業務利益率10%	

第4次合理化事業計画支援額案(H31~H35)の詳細

1台当たりの減車支援額等の算定

1台当たりの減車支援額は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日 国土交通省訓令第76号）（以下「補償基準」という。）を補償項目についての考え方の根拠とし、その運用方針を積算の参考とする。補償基準第47条（営業補償の廃止）に基づき、適用する項目等は次に示す通りとする。

1 適用する項目等

補償項目	基本的な積算方法
1 営業権に相当する補償	営業権の正常な取引価格＝年間超過収益額÷年利率
2 転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償	従前の収益相当額＝従来営業収益×2年分の範囲内 従来営業収益＝売上高－必要経費
3 離職者補償	補償額＝賃金日額×補償日数－失業保険金相当額
器具・備品等の売却損に相当する補償	売却損補償額＝現在価格－売却価格 一般的に補償額は、現在価格の50%を標準とするが、H19.4.1の税制改正により、減価償却資産の残存価格が廃止され、耐用年数経過時に残存簿価1円まで償却可能となるため、算入しない。
従業員の解雇予告手当に相当する補償	解雇予告手当＝従業員の平均賃金×30日以上 合理化事業計画は計画的に台数を減らしていくことなので、30日等の事前通告は必要ないため、算入しない。

(1) 営業権に相当する補償

減車する業者に対し、車両1台分のし尿処理業の権利等に対して対価を補償する。

し尿処理業は、その営業権の取引価格が特に定められていないため、補償基準に準じた方法で、年間収益額を年利率を用いて資本還元した金額を取引価格とし、この額を補償額とする。

$$\begin{array}{ccccccc} & \textcircled{1} & & \textcircled{2} & & \textcircled{3} & \\ \text{〔計算式〕} & \text{1台当たりの標準年間売上高} & \times & \text{利益率} & \div & \text{年利率} & \\ & 21,563,952 \text{ 円} & & \times 10.0\% & \div & 8\% & = 26,954,940 \text{ 円} \\ & & & & & & \rightarrow 26,954,000 \text{ 円} \end{array}$$

- ① 平成27年度～平成29年度の各年度売上高の平均額を必要台数を基準に算出する。
平成29年度の4月に1台減車の届出があったので、減車の届出月の翌月から減車として年間延べ台数から許可台数を算出した。

$$\{509,404,195 \text{ 円} \div 23 \text{ 台} + 488,965,450 \text{ 円} \div 23 \text{ 台} + 470,032,295 \text{ 円} \div (265 \text{ 台} \div 12 \text{ か月})\} \div 3 = (22,148,008 + 21,259,367 + 21,284,481) \div 3 = 21,563,952 \text{ 円} / 1 \text{ 台}$$

- ② 現行のし尿処理手数料算定した際の利益率
③ 補償基準第47条第1項第1号、補償基準細則第26-2の規定より8%を準用

(2) 転業に必要とする期間の収益相当額の補償

減車をすることとなる業者が、車両1台分の業務減少に伴い転業を行うことを想定して、転業に通常必要とする期間中の収益相当額を算定する。

$$\begin{array}{ccccccc} & \textcircled{1} & & \textcircled{2} & & \textcircled{3} & \\ \text{〔計算式〕} & \text{1台当たりの標準年間売上高} & \times & \text{利益率} & \times & \text{転業に通常必要とする期間} & \\ & 21,563,952 \text{ 円} & & \times 10.0\% & \times & 2 \text{ 年} & = 4,312,790 \text{ 円} \\ & & & & & & \rightarrow 4,312,000 \text{ 円} \end{array}$$

- ① (1) ①のとおり
② (1) ②のとおり
③ 補償基準第47条第1項第4号、運用方針第32-6の規定により2年とする。

(3) 離職者補償

解雇する従業員に対して離職者補償を算定する。

①	②	③	④	⑤
〔計算式〕（職種別平均賃金日額 × 100 % × 279 日）－（雇用保険日額 × 180 日）				
運転手	（19,100 円 × 279 日）	－	（ 9,550 円 × 180 日）	= 3,609,900 円
作業員	（16,600 円 × 279 日）	－	（ 8,300 円 × 180 日）	= 3,137,400 円
			計	6,747,300 円
				→ 6,747,000 円

- ① 平成 30 年度公共工事設計労務単価（岡山県）から算定
運転手：特殊運転手、作業員：普通作業員
- ② 運用方針第 54 の規定により職種別平均日額の 100 % とする。
- ③ 補償基準第 68 条、運用方針第 54 に規定する期間は、1 年以内で、279 日（処理場搬入可能日）とする。
- ④ 失業期間中に支払われる雇用保険日額（職種別平均賃金日額 × 50 %：雇用保険法第 16 条）
- ⑤ 雇用保険法第 23 条の規定により 180 日とする。

< 1 台当たりの減車支援額 >

1 営業権に相当する補償	26,954,000 円
2 転業に必要とする期間の収益相当額の補償	4,312,000 円
3 離職者補償	6,747,000 円
	<hr/>
	38,013,000 円
	→ 38,000,000 円

2 代替業務額の算定について

代替業務利益率について、合理化事業計画を策定している都市を確認したところ、その多くが代替業務利益率を 10 % に設定しており、また、本市の合理化事業の効果に関する評価書の営業利益率の平均も 10 % に近いものとなっているため 10 % とする。

$$38,000,000 \text{ 円} \div 10.0 \% = 380,000,000 \text{ 円}$$

減車 1 台当たりの代替業務提供額（税抜） 380,000,000 円